



第18回 定時株主総会  
**招集ご通知**

## ご挨拶

ペットや飼い主、  
そして全てのどうぶつのために  
私どもアニコムグループでは、  
社名に掲げた  
「ani(命)+communication(相互理解)  
=∞(無限大)」を  
企業活動の根源にすえています。



原始時代にはたった1人で仕事をせざるを得なかったため、自分がその日暮らせるだけの糧しか得られませんでした。しかし、現代では他の人と信頼関係を結び、分業を進めることによって労働生産性は飛躍的に向上しました。私たちは、1日の消費量以上の糧を創出し、それらを蓄積できるようになったのです。アニコムグループでは、こうして豊かになった私たちの生活を、IT技術等の活用によって、さらに豊かな社会とすべく貢献したいと考えています。

現代日本においては少子高齢化の進行や、15歳以下の子供の人数を犬猫の飼育頭数が上回るなど、ペットはまさに種を超えた家族というべき存在となっています。しかし、高まる純血種人気による遺伝病や人間と同様の生活をするだけでもたらされる生活習慣病などが増加しており、現代ではペットを飼う以上、医療は避けて通れない問題となっています。

このようななか、ペットのための健康保障制度の提供は、今後の日本経済活性化の一翼を担う社会分業のひとつにまで育ちつつあります。こうした背景を踏まえ、アニコムグループでは、ペット保険事業を柱に、事故や病気の予防の概念を広げ、ペットやその飼い主様はもちろんのこと、すべての命の幸せを追求してまいります。

アニコムホールディングス株式会社  
代表取締役社長

小森伸昭

2018年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
アニコム ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 小 森 伸 昭

## 第18回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年6月26日（火曜日）午後6時まで当社に到着するよう、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送いただくか、次項記載のインターネットによる議決権行使のご案内をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）より議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |                                                                                                                          |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時          | 2018年6月27日（水曜日）午後2時                                                                                                      |
| 2. 場 所          | 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号<br>住友不動産新宿グランドタワー5階<br>ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター<br>（末尾の会場ご案内図をご参照ください）                                  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項            |                                                                                                                          |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件                                                                                                                 |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件                                                                                                                 |
| 第3号議案           | 取締役4名選任の件                                                                                                                |
| 第4号議案           | 補欠取締役1名選任の件                                                                                                              |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、直ちに当社ホームページ（<http://www.anicom.co.jp/>）にその内容を掲載いたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト(下記URL)より議決権の行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



- (2) 行使期限は2018年6月26日(火曜日)午後6時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

#### (ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

### 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)

《 ご参考 》

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

## 《添付書類》

### 2017年度（2017年4月1日から 2018年3月31日まで）事業報告

#### 1. 保険持株会社の現況に関する事項

##### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国景気の安定や米国景気の堅調さを背景に海外経済が緩やかに回復しているなか、日銀による金融緩和政策の継続や政府の景気対策等の効果もあり、個人消費は回復途中であるものの、堅調な雇用・所得情勢に支えられ、緩やかな景気回復基調で推移しました。

このようななか、当社グループの中核子会社であるアニコム損害保険株式会社（以下、「アニコム損保」）では、重点施策と位置付けている「ペット保険の収益力向上」に向け精力的な営業活動に注力しており、保有契約数は698,566件（前連結会計年度末から62,896件の増加・同9.9%増）と、順調に増加しております。一方、E/I損害率注1）は加齢に伴う保険金支払増加により59.2%と前年同期比で0.3pt上昇し、既経過保険料ベース事業費率注2）は、経費管理の徹底やシステムを中心とした業務改善等を行っているものの、NB営業強化による代理店手数料の増加やペット保険規模拡大に向けた投資等（WEB広告強化等）により35.2%と前年同期比で3.1pt上昇いたしました。この結果、両者を合算したコンバインド・レシオ（既経過保険料ベース）は前年同期比で3.4pt上昇し94.4%となりましたが、当連結会計年度については成長に向けた投資フェーズと位置付けており、計画通りの決算となりました。

もうひとつの重点施策である「予防に向けた取り組み強化」に関しては、これまでに投資を進めてきた人材・設備・データを活用し引き続き取り組んでおり、特に遺伝病撲滅に向けて、遺伝子検査事業の立ち上げを進めました。あわせて、遺伝病フリーに向けたブリーディング支援や、共生細菌をキーにした発症予防研究、予防特化型の病院運営などどうぶつ健康寿命延伸に向けた各種施策を進めております。

以上の結果、当社グループにおける連結成績は次のとおりとなりました。

保険引受収益31,290百万円（前連結会計年度比11.5%増）、資産運用収益420百万円（同16.8%減）などを合計した経常収益は32,339百万円（同11.6%増）となりました。一方、保険引受費用21,771百万円（同14.8%増）、営業費及び一般管理費8,479百万円（同16.6%増）などを合計した経常費用は30,486百万円（同14.6%増）となりました。この結果、経常利益は1,853百万

円(同21.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,320百万円(同15.3%減)となりました。

注1) E/I損害率：発生ベースでの損害率。

(正味支払保険金+支払備金増減額+損害調査費)÷既経過保険料にて算出。

注2) 既経過保険料ベース事業費率：発生ベースの保険料(既経過保険料)に対する発生ベースの事業費率。損保事業費÷既経過保険料にて算出。

#### (対処すべき課題)

現代社会において、わたしたち人間とともに暮らすどうぶつは「家族の一員」であることはもちろん、隣に寄り添うだけで心の豊かさをもたらし、明日への大きな活力を与えてくれる存在となっています。それはまさに、わたしたち人間にとって「心の発電所」とも言える存在です。

当社グループでは、そのような家族であり心の発電所でもあるどうぶつがケガや病気をせず、長く健康に幸せに暮らせる社会を創り上げることは、わたしたち人間に長く活力を与え、社会の発展に貢献するものであると捉え、すべての命の幸せを追求してまいります。

そのためにも、単なる保険会社グループではなく「ペットの生涯すべてと接するインフラプレーヤー」の確立に向けた足取りを加速させ、どうぶつ業界における川上から川下までを発展的に繋ぐよう今後とも取り組んでまいり所存です。その実現のために対処すべき課題としては、以下を認識しております。

#### ①ペット保険のさらなる収益力向上

アニコム損保におけるペット保険の保有契約件数は約70万件ですが、当社のみならずペット保険自体の普及率は必ずしも高いとは言えず、成長途上の市場であると認識しております。また、ペットの飼育頭数が逡減するというデータもある中、ペット保険会社が増えていることから厳しい競争環境となっており、今後も更なる競争が続くことが予想されます。

今後、どうぶつの健康保険制度として社会に広く認知・活用されるよう、魅力ある保険を提供し続けるとともに、他社の保険商品との優位性を打ち出していくことが急務であると考えております。また、最重要ターゲットであるペットショップチャネルとともに、既に飼育されているペットをターゲットとした一般チャネルへ注力する販売戦略を継続します。特にWEB等の直販チャネルの拡大や、ペットショップ以外のチャネルの開拓といった規模拡

大に向けた方針を引き続き推進します。

ペットショップ以外のチャネルとは、ブリーダーチャネルや、保護犬・猫の譲渡会、トリミングサロン等その他どうぶつ関連施設での対面販売であり、この点の営業力をさらに強化していきます。

加えて、これらの顧客特性にあった商品や、付帯サービスの開発を行い他社とのさらなる差別化を図ります。

## ②予防に向けた取り組み強化（新規事業の果実を確かなものに）

当社の創業からの思いである「予防型保険会社」の実現に向け、これまでも数多くの取り組みを行ってまいりましたが、これまでに投資を進めてきた人材・設備・データを活用し、1つでも多くの傷病を1秒でも早くなくすることができるよう、引き続き取り組んでまいります。特に、遺伝病撲滅に向けては、遺伝子解析といった科学・技術・データに、医療のサポートを加えたブリーディング支援を行うとともに、遺伝病発症予防の事業化を行ってまいります。

また、従来から行ってきた、ペットの腸内フローラ検査に関しては、世界トップクラスの研究データを有しており、この成果とペットの生活習慣に関するデータベースをあわせて、腸内フローラ検査による健康診断の普及、共生細菌をキーにしたフード開発、生活習慣コンサル等を事業化し、収益に繋げてまいります。

さらに、どうぶつ医療における高度先進医療（細胞治療、再生医療）を実用化し、拡大を図ります。また、カルテ管理システム事業の拡大（予約システム等の機能の充実）等とあわせ、データの更なる活用による予防法の開発、ペット関連事業の海外展開を目指し、どうぶつ医療の発展に寄与してまいります。

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 (当期)
経 常 収 益	百万円 22,638	百万円 26,506	百万円 28,978	百万円 32,339
経 常 利 益	1,250	2,129	2,372	1,853
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	829	1,399	1,558	1,320
包 括 利 益	885	1,277	1,580	1,292
純 資 産	9,270	10,699	12,281	13,587
総 資 産	22,337	25,192	28,123	31,164

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 (当期)
売 上 高	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 —
営 業 収 益	535	1,555	1,744	1,382
受 取 配 当 金	—	600	600	—
保 険 業 を 営 む 子 会 社 等	—	600	600	—
そ の 他 の 子 会 社 等	—	—	—	—
当 期 純 利 益	10	647	137	182
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	0円 60銭	36円 20銭	7円 69銭	10円 14銭
総 資 産	百万円 8,932	百万円 10,048	百万円 10,313	百万円 10,370
保 険 業 を 営 む 子 会 社 等 株 式 等	7,214	7,214	7,214	7,214
そ の 他 の 子 会 社 等 株 式 等	453	1,293	1,019	1,423

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式数により算出しております。



### (3) 企業集団の主要な事務所の状況（2018年3月31日現在）

#### ① 当社

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都新宿区	2000年7月5日

(注) 会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。

#### ② 子会社等

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
アニコム損害保険株式会社	本社	東京都新宿区	2006年1月26日
アニコム パフェ株式会社	本社	東京都新宿区	2004年12月24日
アニコム フロンティア株式会社	本社	東京都新宿区	2005年2月25日
アニコム先進医療研究所株式会社	本社	東京都新宿区	2014年1月24日
アニコム キャピタル株式会社	本社	東京都新宿区	2015年7月7日

(注) いずれの子会社も、会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。

#### (4) 企業集団の使用人の状況 (2018年3月31日現在)

##### ① 企業集団の使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)
使 用 人	440名	466名	26名

- (注) 1. 使用人は就業人員(当社グループ外からの出向者を含む)であり、兼務役員、退職者、当社グループ外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。
2. 当社グループにおいては、損害保険事業の経常収益、経常利益及び資産の金額が、全セグメントのそれぞれの合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業セグメント別情報の記載を省略しております。

##### ② 当社の使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
使 用 人	22名	25名	3	38.3歳	7.2年	531千円

- (注) 1. 使用人は就業人員(社外からの出向者を含む)であり、兼務役員、退職者、社外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数第2位を切り捨てて小数第1位まで表示しております。
3. 平均勤続年数は当社グループにおける在籍期間を通算しております。
4. 平均給与月額は基準外給与を含んでおります。

#### (5) 企業集団の主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

##### ① 当社の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

##### ② 子会社等の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達状況

調達金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(7) 企業集団の設備投資状況

① 設備投資の総額

設備投資の総額	911百万円
---------	--------

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況（2018年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
アニコム損害保険株式会社	東京都新宿区	ペット保険事業	2006年1月26日	5,050百万円	100%	—
アニコムパフェ株式会社	東京都新宿区	動物病院支援事業	2004年12月24日	495百万円	100%	—
アニコムフロンティア株式会社	東京都新宿区	保険代理店業及び職業紹介サービス業	2005年2月25日	45百万円	100%	—
アニコム先進医療研究所株式会社	東京都新宿区	家庭どうぶつの特定期病に関する基礎研究及び臨床	2014年1月24日	300百万円	100%	—
アニコムキャピタル株式会社	東京都新宿区	ベンチャー・キャピタル事業	2015年7月7日	100百万円	100%	—

(9) 企業集団の重要な事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状態 (2018年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小森伸昭	代表取締役 担当：総括、内部監査室	アニコム損害保険株式会社 代表取締役会長 アニコム先進医療研究所株式会社 取締役 株式会社AHB 取締役	—
百瀬由美子	常務取締役 担当：人事管理部、 コンプライアンス・ リスク管理部	アニコム損害保険株式会社 専務取締役	—
平井聡	取締役 担当：財務経理部	アニコム損害保険株式会社 常務取締役 アニコム フロンティア株式会社 取締役 アニコム パフェ株式会社 取締役	—
亀井達彦	取締役 担当：経営企画部、 健康寿命延伸部	アニコム フロンティア株式会社 取締役 セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 取締役	—
戸田雄三	取締役 (社外取締役)	富士フィルムホールディングス株式会社 取締役・CTO 富士フィルム株式会社 取締役副社長・CTO 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム 代表理事・会長 内閣官房 健康・医療戦略室 参与	—
福山登志彦	取締役 (社外取締役)	公益財団法人資本市場振興財団 専務理事 日本証券代行株式会社 会長	—
岩本康一郎	監査役 (社外監査役)	ライツ法律特許事務所 パートナー弁護士 アニコム キャピタル株式会社 監査役	—
須田邦之	監査役 (社外監査役)	—	—
須田一夫	常勤監査役	セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 監査役	—
武見浩充	監査役 (社外監査役)	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 教授	—

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役の記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 当社は、取締役戸田雄三氏及び福山登志彦氏並びに監査役岩本康一郎氏、須田邦之氏及び武見浩充氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりです。
- (1) 2017年6月27日開催の第17回定時株主総会の終結の時をもって、取締役小林英三氏、川西良治氏及び石橋徹氏は任期満了により退任いたしました。
  - (2) 2017年6月27日開催の第17回定時株主総会の終結の時をもって、監査役猪俣吉彦氏は任期満了により退任いたしました。
  - (3) 2017年6月27日開催の第17回定時株主総会において、戸田雄三氏及び福山登志彦氏が取締役に選任されそれぞれ就任いたしました。

- (4)2017年6月27日開催の第17回定時株主総会において、武見浩充氏が監査役に選任され就任いたしました。
4. 当該事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の異動は次のとおりです。
- 取締役福山登志彦氏は、2017年6月13日付で、公益財団法人資本市場振興財団の専務理事に就任いたしました。
5. 監査役須田邦之氏は、損害保険会社での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支 給 人 数	報 酬 等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役	9名	143百万円	300百万円
監 査 役	5名	28百万円	100百万円

- (注) 1. 支給人数には、2017年6月27日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、監査役1名が含まれております。
2. 取締役のうち3名は子会社であるアニコム損害保険株式会社の業務執行取締役を兼務しております。これらの取締役に対しては上記とは別に当該子会社から合計65百万円の報酬が支払われております。
3. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人としての給与その他の職務遂行の対価18百万円を含みません。

## (3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
戸 田 雄 三 (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
福 山 登 志 彦 (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
岩 本 康 一 郎 (社 外 監 査 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
須 田 邦 之 (社 外 監 査 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
武 見 浩 充 (社 外 監 査 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼 職 そ の 他 の 状 況
戸 田 雄 三 (社 外 取 締 役)	富士フィルムホールディングス株式会社 取締役・CTO 富士フィルム株式会社 取締役副社長・CTO 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム 代表理事・会長 内閣官房 健康・医療戦略室 参与
福 山 登 志 彦 (社 外 取 締 役)	公益財団法人資本市場振興財団 専務理事 日本証券代行株式会社 会長
岩 本 康 一 郎 (社 外 監 査 役)	ライツ法律特許事務所 パートナー弁護士 アニコム キャピタル株式会社 監査役
須 田 邦 之 (社 外 監 査 役)	—
武 見 浩 光 (社 外 監 査 役)	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 教授

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役の記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. アニコム キャピタル株式会社は、当社の完全子会社であります。
3. 富士フィルムホールディングス株式会社、富士フィルム株式会社、一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム、内閣官房 健康・医療戦略室、公益財団法人資本市場振興財団、日本証券代行株式会社、ライツ法律特許事務所及び千葉商科大学大学院との間に重要な取引関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
戸 田 雄 三 (社 外 取 締 役)	9ヶ月	同氏の取締役就任後、当年度に開催した16回の取締役会のうち、13回に出席しました。	長年にわたり富士フィルムグループでの要職を経験されていることによって培われた専門的な知識・経験等に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。
福 山 登 志 彦 (社 外 取 締 役)	9ヶ月	同氏の取締役就任後、当年度に開催した16回の取締役会の全てに出席しました。	日本電子計算株式会社の代表取締役会長として会社経営に関与された経験や、日本銀行の要職を経験されたことにより培われた専門的な知識・経験等に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
岩本康一郎 (社外監査役)	9年 7ヶ月	当年度に開催した22回の取締役会の全てに、また23回の監査役会の全てに出席しました。	弁護士として法律に関する専門家の見識に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べています。
須田邦之 (社外監査役)	2年 9ヶ月	当年度に開催した22回の取締役会の全てに、また23回の監査役会の全てに出席しました。	長年の損害保険会社勤務及び財務・会計に関する専門的な知識・経験に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べています。
武見浩充 (社外監査役)	9ヶ月	同氏の監査役就任後、当年度に開催した16回の取締役会の全てに、また16回の監査役会の全てに出席しました。	コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見・経験に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べています。

### (3) 社外役員に対する報酬等

	支給人員	保険持株会社から受けている報酬等	保険持株会社の親会社から受けている報酬等
報酬等合計	8名	23百万円	なし

(注) 社外役員に対する報酬等の支給対象者は、取締役4名、監査役4名であります。

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。



#### 4. 株式に関する事項

##### (1) 株式数 (2018年3月31日現在)

発行可能株式総数	普通株式	48,000,000株
発行済株式の総数	普通株式	18,028,000株

##### (2) 当年度末株主数

普通株式	2,194名
------	--------

##### (3) 大株主 (2018年3月31日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,358	13.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,369	7.6
KOMORIアセットマネジメント株式会社	1,220	6.8
ソニー損害保険株式会社	683	3.8
CBC株式会社	602	3.3
JP MORGAN CHASE BANK 385632	552	3.1
小森伸昭	452	2.5
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	413	2.3
GOVERNMENT OF NORWAY	355	2.0
THE BANK OF NEW YORK 133524	327	1.8

(注) 持株比率は、自己株式(610株)を控除して計算しております。

## 5. 新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要				新株予約権等を有する者の数
	回数 (行使価額)	行使期間	個数	株数	
取締役 (社外役員を除く)	第4回 新株予約権 (1,000円)	2017年9月1日から 2018年8月31日まで	25個	20,000株	2名
取締役 (社外役員を除く)	第5回 新株予約権 (3,392円)	2017年9月1日から 2020年8月31日まで	60個	6,000株	2名
監査役	第5回 新株予約権 (3,392円)	2017年9月1日から 2020年8月31日まで	20個	2,000株	1名

(注) 第4回新株予約権における株数は付与後に実施された株式分割を考慮した上での株式数であります。

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等 該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 白倉 健司 指定有限責任社員 日下部 恵美	23百万円	-

(注) 1. 当社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は31百万円です。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」については、以下のとおりであります。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認める場合には、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また監査役会は、会計監査人の能力・体制、監査遂行状況とその結果、又は独立性等について、監査役会の定める評価基準に従って総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合、その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定いたします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

## 8. 業務の適正を確保するための体制

当社は、株式会社並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は、グループの取締役及び使用人（以下、役職員と言う）が遵守すべき基準として「グループ倫理規範」を定め、日常活動における判断・行動に際しては、コンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
  - ② 当社は、グループの法令等遵守の徹底を図るため、「グループコンプライアンス基本方針」、「グループコンプライアンス・マニュアル」等を制定し、以下のとおり、事業活動においてコンプライアンスを基本とする姿勢をグループの全役職員に対して周知徹底するとともに、体制の強化に努める。
    - (a) 当社は、定期的開催する「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」において「グループコンプライアンス基本方針」の遵守状況等を把握・チェックし、その結果を取締役に報告する。また、「コンプライアンス・プログラム」を每期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。

- (b) 当社は、グループの役職員がコンプライアンス上の疑義を発見した場合には、職制を通じた報告ルート以外に、グループ社内外のホットライン（内部通報制度）を活用できる体制を整備する。また、ホットラインを利用して相談等を行ったことを理由に、相談者に対して報復行為や人事処理上の不利な取扱いなど、一切の不利益な取扱いを行わない。
- ③ 当社は、「グループ顧客保護等管理方針」を定め、お客様の資産や情報及び正当な権利を保護する体制を整備する。
- ④ 当社は、「グループ情報セキュリティ管理基本方針」を定め、情報資産の保護・管理を徹底する情報セキュリティ管理体制を整備する。
- ⑤ 当社は、グループの「反社会的勢力対応の基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断する姿勢を明確にするとともに、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するための対応態勢を整備する。
- ⑥ 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置し、「グループ内部監査基本方針」を定め、当社及びグループ各社における内部管理態勢の適切性、有効性を監査する体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、「グループ情報セキュリティ管理基本方針」及び「文書管理規程」の中で、取締役の職務執行に係る情報ははじめ各種の情報、文書、議事録等の取扱いルールを定め、これらを適切に保存・管理する体制を整備する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、グループの事業運営上のリスク管理について、「グループリスク管理基本方針」を定め、以下のとおりリスク管理態勢を整備する。
- (a) リスク管理の統括部署を設置する。
- (b) 定期的に開催する「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役に報告する。
- (c) リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・緊急事態対応プランの策定及びモニタリング・報告のプロセスを構築する。
- ② 当社は、「グループ危機管理方針」を定め、平時より危機管理に係る予防措置を講じるとともに、緊急事態に際してグループ各社が被る損害を極小化し、迅速に通常業務へ復旧するための危機管理体制を整備する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、「取締役会規則」及び「職務責任権限規程」を定め、重要事項の決定基準、取締役の職務分掌、権限範囲等を明らかにするとともに、効率的に業務が遂行されるように組織機構を整備する。
  - ② 取締役会は、グループ中期経営計画及び年度計画を策定し、取締役は達成状況の確認を通じて所管業務の執行につき多面的な分析・施策の検討を行い、取締役会等に報告する。
  - ③ 取締役による経営会議を設置し、グループ経営に係る意思決定に関する協議の充実と業務執行の効率化を図るほか、グループ各社の常勤取締役及び執行役員から業務報告を求める。
- (5) 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社は、財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価に関する基本的事項を定めた「グループ内部統制基本方針」に基づき、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。
- (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、直接出資するグループ子会社との間で経営管理契約を締結し、同契約に基づき経営管理を行う。
  - ② 当社は、グループ子会社に対して、当社が策定するグループの基本方針等の遵守を求めるとともに、グループ子会社の特定事項について、当社の承認事項又は報告事項とするなど、経営管理体制を整備する。
  - ③ 当社は、グループ全体の経営管理の実施及び業務の適正を確保するため、グループ内取引・業務提携の管理に関する「グループ会社経営管理基本方針」を定め、同基本方針に基づきグループ子会社の経営管理を実施する。
- (7) 監査役監査に関する体制
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社は、監査役の監査業務を補助する専任の使用人（以下、補助使用人という）を配置するとともに、監査役会の運営に関する事務業務を担う監査役会事務局を設置する。
  - ② 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項  
「監査役会規則」に基づき、補助使用人の人事異動、考課、賞罰等については常勤監査役の同意を得ることとする。また補助使用人は、その職務の執行に関して、監査役の指揮命令のみに服することとする。

- ③ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項
- (a) 取締役会等において、取締役からの業務の執行状況について報告を受け、また監査役から取締役への意見開示が適時行われる体制とする。また、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
  - (b) 監査役は、内部監査結果及びコンプライアンスやリスク管理をはじめとする重要事項については、内部監査室、コンプライアンス・リスク管理部、経営企画部等から、日常的・継続的に報告を求めることとする。
- ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 子会社を含む、各部署の責任者あるいは担当者は、監査役の求めに応じて業務執行に関する報告を行う。
  - (b) 監査役は、子会社監査役に対して子会社に関する重要事項の報告を求めるなど、子会社監査役との連携を密にし、効率的な監査を行う。
  - (c) 監査役の職務の執行に係る費用については、必要でないと思われる場合を除き、請求を受けた際には速やかに処理を行う。

#### (8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備及び運用状況を継続的に確認しており、必要に応じ社内諸規則、業務フロー等の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を高めるよう努めております。

また、内部監査室は独立かつ客観的な立場から、ガバナンスプロセス、コンプライアンス、リスク管理体制など、内部管理体制の適切性及び有効性の検証を行っております。常勤監査役については、監査役監査のほか、取締役会等の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等が無いよう監視をしております。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

当事業年度の末日における特定完全子会社状況は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	アニコム損害保険株式会社
特定完全子会社の住所	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号住友不動産新宿グランドタワー39階
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	7,214百万円
当社の総資産額	10,370百万円

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12. その他

利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、株主に対する利益還元が経営課題のひとつであるとの認識のもと、中期経営計画2020で掲げた株主還元方針では、収益拡大や新たな価値創造に向けた成長投資の継続、安定的な財務基盤の構築、現在の業績推移等を勘案し、継続的・安定的な利益配分を行っていくこととしております。これらを踏まえて検討した結果、当期の期末配当金につきましては、1株につき5円00銭の株主配当を行うことを予定しております。

なお、次期以降の配当につきましては、株主還元方針に則り引き続き中長期の事業計画等とのバランスを考慮したうえで配当額を決定する方針であり、現時点での配当額は未定であります。

## 2017年度（2018年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現金及び預貯金	19,078	保険契約準備金	14,508
有価証券	4,625	支払備金	1,952
貸付金	196	責任準備金	12,556
有形固定資産	1,359	その他負債	2,845
土 地	508	未払法人税	273
建 物	412	未 払 金	1,093
リ ー ス 資 産	17	仮 受 金	1,298
その他の有形固定資産	420	そ の 他 の 負 債	181
無形固定資産	1,462	賞与引当金	173
ソフトウェア	845	特別法上の準備金	48
ソフトウェア仮勘定	473	価 格 変 動 準 備 金	48
の れ ん	143	負債の部合計	17,576
その他資産	3,908	（ 純 資 産 の 部 ）	
未 収 金	1,689	株 主 資 本	13,546
未 収 保 険 料	365	資 本 金	4,443
仮 払 金	1,351	資 本 剰 余 金	4,333
そ の 他 の 資 産	501	利 益 剰 余 金	4,770
繰延税金資産	623	自 己 株 式	△0
貸倒引当金	△88	その他の包括利益累計額	△128
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△128
		新 株 予 約 権	169
		純資産の部合計	13,587
資産の部合計	31,164	負債及び純資産の部合計	31,164



# 2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	32,339
保険引受収益	31,290
正味収入	31,290
資産運用収益	420
利息及び配当金収入	255
有価証券売却益	165
その他の経常収益	628
経常費用	30,486
保険引受費用	21,771
正味支払保険金	16,591
損害料及び集金費	1,004
諸手数料及び集金額	2,660
支払備入金繰入額	212
資産運費用	1,302
有価証券売却損	8
有価証券評価損	8
営業費及び一般管理費用	0
その他の経常費用	8,479
支持分法投資損失	227
その他の経常費用	0
支持分法投資損失	115
その他の経常費用	110
経常利益	1,853
特別損失	13
固定資産処分損	6
特別法上の準備金繰入額	6
価格変動準備金繰入額	6
税金等調整前当期純利益	1,839
法人税及び住民税等	534
法人税等調整額	△14
法人税等合計	519
当期純利益	1,320
親会社株主に帰属する当期純利益	1,320

## 2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,402	4,292	3,539	△0	12,233
当期変動額					
新株の発行	41	41			82
剰余金の配当			△89		△89
親会社に帰属する当期純利益			1,320		1,320
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	41	41	1,230	-	1,312
当期末残高	4,443	4,333	4,770	△0	13,546

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△100	△100	148	12,281
当期変動額				
新株の発行				82
剰余金の配当				△89
親会社に帰属する当期純利益				1,320
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△27	△27	21	△6
当期変動額合計	△27	△27	21	1,306
当期末残高	△128	△128	169	13,587

## 連結注記表

### <金額の記載>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### <連結計算書類作成のための基本となる重要な事項>

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

アニコム損害保険株式会社  
アニコム パフェ株式会社  
アニコム フロンティア株式会社  
アニコム先進医療研究所株式会社  
アニコム キャピタル株式会社

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社は、anicom（動物健康促進クラブ）であります。

非連結子会社については、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれも企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数 3社

持分法適用会社の名称

セルトラスト・アニマル・セラビューティクス株式会社  
香港愛你康有限公司  
上海愛妮康動物医療有限公司

香港愛你康有限公司及び上海愛妮康動物医療有限公司については、新たに設立したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社を含めております。

- (2) 非連結子会社anicom（動物健康促進クラブ）については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。

- ② その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法（ただし建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法によっております。

なお、販売用ソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年）に基づく定額法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、のれんについては、その効果が及ぶと見積もられる期間に基づく定額法によっております。

③ リース資産

当社及び連結子会社は所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は債権等の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を、債権等の金額に乗じた額を引当てております。

また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 価格変動準備金

損害保険子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産（仮払金）に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

<連結貸借対照表関係>

有形固定資産の減価償却累計額 575百万円

<連結損益計算書関係>

事業費の主な内訳は次のとおりであります。

給与	3,008百万円
広告費	1,258百万円
外注委託費	1,562百万円
代理店手数料等	2,660百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

<連結株主資本等変動計算書関係>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	17,945,600	82,400	—	18,028,000
合 計	17,945,600	82,400	—	18,028,000
自己株式				
普通株式	610	—	—	610
合 計	610	—	—	610

(注) 普通株式の発行済株式数の増加82,400株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度 期 首	当連結会計 年度 増加	当連結会計 年度 減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	普通	—	—	—	—	169
	合 計	—	—	—	—	—	169

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年6月27日 定時株主総会	普通株式	89百万円	5円	2017年3月31日	2017年6月28日
計		89百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
2018年6月27日開催の第18回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- (イ) 配当の総額 90百万円
- (ロ) 配当の原資 利益剰余金
- (ハ) 1株当たり配当金 5円
- (ニ) 基準日 2018年3月31日
- (ホ) 効力発生日 2018年6月28日

#### <金融商品関係>

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、主として損害保険業を行っており、資産の運用においては、運用資金の性格を考慮し、「安全性」「収益性」「流動性」「公共性」を総合的に判断し、社会・公共の福祉に資するような資産運用を目指しております。

運用手段は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等とし、年度資産運用計画に準拠した資産運用を行っております。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社及び連結子会社の保有する金融商品は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等であり、下記のリスクに晒されております。

###### ①市場関連リスク

金利、為替、株式などの市場の変動に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

###### ②信用リスク

個別与信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

アニコム損害保険株式会社におけるリスク管理体制については、資産運用部門（財務部）、事務管理部門（経理部）、リスク管理部門（リスク管理部）を設置し、資産運用リスク管理規程に基づき、相互牽制機能が働く体制としております。

###### ①市場関連リスクの管理

有価証券のうち株式・債券等については時価とリスク量を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

## ②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクについては、銘柄ごとの格付情報、時価等の把握を行うことで管理をしております。また、政策投資目的で保有している有価証券については、取引先の市場環境や業績状況等を定期的にモニタリングしております。

リスク管理も含めた資産運用状況については、取締役会において月次で報告され、モニタリング結果の確認及びリスク管理態勢の整備を行っております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	19,078	19,078	—
(2) 有価証券			
その他有価証券	4,092	4,092	—
(3) 貸付金	196	189	△6
(4) 未収金（*）	1,626	1,626	—
資 産 計	24,993	24,987	△6

（\*）未収金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

### （注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資産

##### (1) 現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

満期のある預金については、個別の預金ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

##### (2) 有価証券

株式については取引所の価格によっており、債券については日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格または取引金融機関から提示された価格等によっております。

また投資信託及び投資法人の投資口については、公表または資産運用会社から提示される基準価格等によっております。

##### (3) 貸付金

貸付金については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、連結貸借対照表の貸付金は持分法適用に伴う投資損失を直接減額しております。

##### (4) 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2) 有価証券」には含めておりません。

- ・非上場株式（連結貸借対照表計上額532百万円）

上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしておりません。



< 1株当たりの情報 >

1. 1株当たりの純資産額	744円31銭
2. 1株当たりの当期純利益金額	73円47銭
3. 潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額	72円96銭

< その他の注記 >

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	95
責任準備金	280
anicom(動物健康促進クラブ) 税務調整額	3
未払事業税	31
賞与引当金	49
減価償却費超過額	34
支払備金	55
新株予約権	48
貸倒引当金	67
その他有価証券評価差額金	50
その他	30
繰延税金資産小計	747
評価性引当額	△124
繰延税金資産合計	623

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	30.9
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9
住民税均等割	0.5
評価性引当金の増減	1.4
税額控除	△2.6
連結子会社との税率差異	△2.7
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.3

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

営業費及び一般管理費の株式報酬費用 33百万円

2. スtock・オプションの内容

	アニコム ホール ディングス株式会社 第 4 回 ストック・オプション	アニコム ホール ディングス株式会社 第 5 回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 2名 当社子会社取締役 6名 当社子会社監査役 3名 当社従業員 3名 当社子会社従業員 187名 当社顧問 1名 当社子会社顧問 1名	当社取締役 2名 当社子会社取締役 8名 当社従業員 16名 当社子会社従業員 362名
株式の種類別の ストック・ オプションの 付与数 (注)	普通株式 525,600株	普通株式 227,700株
付与日	2008年8月31日	2015年8月31日
権利確定条件	定め無し	定め無し
対象勤務期間	定め無し	定め無し
権利行使期間	2010年9月1日から 2018年8月30日まで	2017年9月1日から 2020年8月31日まで

(注) 付与後に実施された株式分割を考慮した上で、株式数に換算して記載しております。

### 3. ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

#### (1) ストック・オプションの数

	アニコムホールディングス株式会社 第4回 ストック・オプション	アニコムホールディングス株式会社 第5回 ストック・オプション
権利確定前(株)		
当連結会計年度 期	—	191,900
付与	—	—
失効	—	14,900
権利確定	—	177,000
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
当連結会計年度 期	215,200	—
権利確定	—	177,000
権利行使	82,400	—
失効	—	—
未行使残	132,800	177,000

(注) 付与後に実施された株式分割を考慮した上で、株式数に換算して記載しております。

#### (2) 単価情報

	アニコムホールディングス株式会社 第4回 ストック・オプション	アニコムホールディングス株式会社 第5回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1,000	3,392
行使時平均株価(円)	2,692	—
付与日における公正な評価 単価(円)	—	990

(注) 付与後に実施された株式分割を考慮した上で、権利行使価格を調整しております。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 2017年度（2018年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
流 動 資 産	988	流 動 負 債	708
現金及び預金	714	未 払 金	110
前 払 費 用	38	リ ー ス 債 務	15
未 収 入 金	227	未 払 法 人 税 等	153
繰 延 税 金 資 産	7	預 り 金	420
そ の 他	0	賞 与 引 当 金	7
固 定 資 産	9,381	負 債 合 計	708
有 形 固 定 資 産	109	（ 純 資 産 の 部 ）	
建 物	15	株 主 資 本	9,492
工 具、器 具 及 び 備 品	78	資 本 金	4,443
リ ー ス 資 産	15	資 本 剰 余 金	4,333
無 形 固 定 資 産	89	資 本 準 備 金	4,333
ソ フ ト ウ ェ ア	63	利 益 剰 余 金	715
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	25	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	715
投 資 そ の 他 の 資 産	9,182	繰 越 利 益 剰 余 金	715
投 資 有 価 証 券	140	自 己 株 式	△0
関 係 会 社 株 式	8,637	新 株 予 約 権	169
敷 金	431	純 資 産 合 計	9,662
繰 延 税 金 資 産	23		
投 資 損 失 引 当 金	△49		
資 産 合 計	10,370	負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,370

## 2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	1,382	1,382
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,125
営 業 利 益		257
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	1	
そ の 他	4	6
営 業 外 費 用		
そ の 他	0	0
経 常 利 益		263
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	1
税 引 前 当 期 純 利 益		261
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		80
法 人 税 等 調 整 額		△1
法 人 税 等 合 計		79
当 期 純 利 益		182

## 2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計
当期首残高	4,402	4,292	4,292	623	623
当期変動額					
新株の発行	41	41	41		
剰余金の配当				△89	△89
当期純利益				182	182
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	41	41	41	92	92
当期末残高	4,443	4,333	4,333	715	715

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△0	9,317	148	9,466
当期変動額				
新株の発行		82		82
剰余金の配当		△89		△89
当期純利益		182		182
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			21	21
当期変動額合計	-	174	21	196
当期末残高	△0	9,492	169	9,662

## 個別注記表

### <金額の記載>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### <重要な会計方針に係る事項に関する注記>

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                           |                                                                           |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| (1) 関係会社株式                | 移動平均法に基づく原価法によっております。                                                     |
| (2) その他有価証券<br>(時価のあるもの)  | 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。 |
| (時価を把握することが極めて困難と認められるもの) | 移動平均法に基づく原価法によっております。                                                     |

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

- |                          |                                                                                                                                                        |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定率法（ただし建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物                                 : 8～15年<br>工具、器具及び備品 : 3～10年 |
| (2) 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定額法によっております。<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                                                                                   |
| (3) リース資産                | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。                                                                                     |

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

#### (2) 投資損失引当金

関係会社等の投資に係る損失に備えるため将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

### 4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### 5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### <貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	151百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
(1) 短期金銭債権	227百万円
(うち未収入金)	(227百万円)
(2) 短期金銭債務	28百万円
(うち未払金)	(28百万円)

#### <損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高	
関係会社からの経営管理料	1,382百万円
2. 特別損失の内訳	
固定資産除売却損の内訳	
工具、器具及び備品	1百万円
ソフトウェア	0百万円
	<hr/>
	1百万円



<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 610株

<税効果会計に関する注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費超過額	0百万円
未払事業税	4百万円
賞与引当金	2百万円
投資損失引当金	15百万円
関係会社評価損	162百万円
その他	11百万円
繰延税金資産小計	196百万円
評価性引当額	△165百万円
繰延税金資産合計	30百万円
繰延税金資産の純額	30百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)	
法定実効税率	30.9
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
住民税均等割	0.5
評価性引当金の増減	△0.7
税額控除	△2.0
その他	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.4

(注) 「anicom (動物健康促進クラブ)」を含めて法人税の申告を行っているため、上記の金額及び率は「anicom (動物健康促進クラブ)」の税務調整が含まれております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	アニコム損害保険株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務 3名	経営管理料 (注) 2	1,359	—	—
				連結法人税	385	未収入金	53
子会社	アニコム パフェ株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務 2名	経営管理料 (注) 2	11	—	—
				増資の引受 (注) 3	230	—	—
子会社	アニコム フロンティア株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務 3名	経営管理料 (注) 2	0	—	—
				増資の引受 (注) 4	30	—	—
子会社	アニコム先進医療研究所株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務 3名	経営管理料 (注) 2	9	—	—
子会社	アニコム キャピタル株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務 3名	増資の引受 (注) 5	100	—	—
関連会社	セルトラスト・アニマル・セラビューティクス株式会社	直接 49%	役員兼務 2名	—	—	—	—
関連会社	香港愛你康有限公司	直接 49%	役員兼務 2名	出資の引受 (注) 6	43	—	—

(注) 1. 取引金額は税抜き、期末残高は税込みで表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が受託する経営指導及び業務支援内容等を勘案した上で、子会社の事業規模等により決定しております。

3. 当社がアニコム パフェ株式会社の行った株主割当増資を1株50,000円で引き受けたものであります。

4. 当社がアニコム フロンティア株式会社の行った株主割当増資を1株50,000円で引き受けたものであります。

5. 当社がアニコム キャピタル株式会社の行った株主割当増資を1株50,000円で引き受けたものであります。

6. 当社が香港愛你康有限公司の設立に際し出資したものであります。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり純資産額	526円54銭
2. 1株当たり当期純利益金額	10円14銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	10円07銭

< 重要な後発事象に関する注記 >

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月17日

アニコム ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 白倉健司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 日下部恵美 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アニコム ホールディングス株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アニコム ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月17日

アニコム ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 白倉 健司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 日下部 恵美 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アニコムホールディングス株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査基本方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査基本方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

(3) 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月17日

アニコム ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 須田 一 夫 ㊟

監査役 岩本 康一郎 ㊟

監査役 須田 邦之 ㊟

監査役 武見 浩充 ㊟

(注) 監査役 岩本康一郎、須田邦之、及び武見浩充は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元が重要な経営課題のひとつであるとの認識のもと、収益拡大や新たな価値創造に向けた成長投資の継続、安定的な財務基盤の構築、現在の業績推移等を勘案しながら、継続的・安定的な利益分配を行っていくことを基本方針としております。これらを踏まえて検討した結果、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額は90,136,950円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月28日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案理由

(1) 執行役員制度の導入

経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を明確に分離することにより、取締役会の牽制・監督機能といったガバナンスを強化する観点で、執行役員制度を導入いたします。あわせて、役付取締役を廃止するとともに、補欠取締役等を選出できるようにいたします。

(2) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第5条 <条文省略>	第1条～第5条 <現行どおり>

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>第6条～第12条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第6条～第12条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p>
<p>第13条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第13条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(招集権者及び議長)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p>
<p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>② <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第15条～第17条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第15条～第17条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第18条～第19条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第18条～第19条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(任 期)</p>	<p>(任 期)</p>
<p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>② <u>補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>

現行	変更案
<p data-bbox="300 187 389 211">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="141 530 449 554">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="127 565 561 625"><u>第21条</u> 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p data-bbox="176 636 561 798">② <u>取締役会は、その決議をもって、取締役の中から社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p data-bbox="176 808 561 869">③ <u>社長は、当会社の業務を統括する。</u></p> <p data-bbox="141 913 477 937">(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="127 948 561 1041"><u>第22条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="176 1052 561 1214">② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p data-bbox="127 1257 465 1282"><u>第23条～第28条</u> &lt;条文省略&gt;</p>	<p data-bbox="577 187 717 211">(補欠取締役)</p> <p data-bbox="564 222 997 488"><u>第21条</u> <u>会社法第329条第3項の規定による補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p> <p data-bbox="577 530 717 554">(代表取締役)</p> <p data-bbox="564 565 997 625"><u>第22条</u> 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p data-bbox="734 636 824 660">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="734 808 824 833">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="577 913 913 937">(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="564 948 997 1041"><u>第23条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="613 1052 997 1214">② <u>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p data-bbox="564 1257 922 1282"><u>第24条～第29条</u> &lt;現行どおり&gt;</p>

現行	変更案
<新設>	第5章 執行役員
<新設>	<p>(執行役員)</p> <p>第30条 <u>当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。</u></p>
<新設>	<p>(選 任)</p> <p>第31条 <u>取締役会は、代表取締役を執行役員とするほか、執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>② <u>取締役会は、執行役員の中から会長執行役員、社長執行役員を選定するほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p>
<新設>	<p>(監 督)</p> <p>第32条 <u>取締役会及び取締役は、執行役員の職務の執行を監督する。</u></p>
<新設>	<p>(任 期)</p> <p>第33条 <u>執行役員の任期は、1年とし、その時期は取締役に準じるものとする。なお、退任、辞任、補充選任その他の取り扱いについても取締役に準じるものとする。</u></p> <p>② <u>取締役会は、執行役員を任期の途中であっても解任することができる。</u></p>

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条～第38条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第6章 監査役及び監査役会</p> <p>第34条～第43条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第41条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第44条～第46条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条～第45条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第47条～第50条 &lt;現行どおり&gt;</p>

### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（6名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任については、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外役員を中心とした当社取締役会の諮問委員会である「指名・報酬・ガバナンス委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
1	こもりのぶあき 小森伸昭 (1969年5月2日)	1992年4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上 日動火災保険株式会社)入社 2000年7月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2017年3月 株式会社AHB 取締役(現任) (担当) 総括、内部監査室 (重要な兼職の状況) アニコム損害保険株式会社 代表取締役会長 アニコム先進医療研究所株式会社 取締役 株式会社AHB 取締役	452,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 (重 要、な 兼 職 の 状 況)	候補者の有する 当社の株式数
2	とだ ゆうぞう 戸 田 雄 三 (1946年7月21日)	1973年4月 富士写真フイルム株式会社入社 1993年6月 Fuji Photo Film B.V (オランダ) 研究 所長 2008年6月 富士フイルム株式会社 取締役 2009年6月 富士フイルムホールディングス株式会 社 取締役 富士フイルム株式会社 取締役 常務執 行役員 2015年6月 富士フイルム株式会社 取締役 専務執 行役員 2016年6月 富士フイルムホールディングス株式会 社 取締役・CTO (現任) 富士フイルム株式会社 取締役副社長・ CTO (現任) 2017年6月 当社 取締役 (現任。社外取締役) (重要な兼職の状況) 富士フイルムホールディングス株式会社 取締役・CTO 富士フイルム株式会社 取締役副社長・CTO 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム 代 表理事・会長 内閣官房 健康・医療戦略室 参与	—
3	ふくやま としひこ 福 山 登 志 彦 (1951年11月6日)	1975年4月 日本銀行入行 2002年7月 同行 文書局長 2003年9月 同行 人事局長 2004年7月 同行 総務人事局長 2006年8月 商工組合中央金庫 理事 2008年9月 財団法人金融情報システムセンター 理 事 2011年4月 公益財団法人金融情報システムセンタ ー 常務理事 2011年6月 日本証券代行株式会社 代表取締役社長 株式会社 J B I S ホールディングス 代 表取締役副社長 2012年4月 日本証券代行株式会社 会長 (現任) 2012年6月 日本電子計算株式会社 代表取締役会長 2017年6月 公益財団法人資本市場振興財団 専務理 事 (現任) 当社 取締役 (現任。社外取締役) (重要な兼職の状況) 公益財団法人資本市場振興財団 専務理事 日本証券代行株式会社 会長	—



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
4	いのうえ ゆきひこ 井上 幸彦 (1937年11月4日)	1989年6月 千葉県警察本部長 1994年9月 警視總監 2002年6月 東京ガス株式会社 取締役 2003年9月 公益財団法人日本盲導犬協会 理事長 (現任) 2006年6月 株式会社朝日工業社 社外取締役(現任) 2014年9月 株式会社ドンキホーテホールディングス 社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 公益財団法人日本盲導犬協会 理事長 株式会社朝日工業社 社外取締役 株式会社ドンキホーテホールディングス 社外取締役	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 戸田雄三氏、福山登志彦氏及び井上幸彦氏は、社外取締役候補者であります。戸田雄三氏及び福山登志彦氏の社外取締役としての在任期間は1年であり、井上幸彦氏は新任の候補者であります。なお、本議案が承認可決され、社外取締役として選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者とした理由について  
戸田雄三氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり富士フィルムグループでの要職を経験されていることによって培われた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。福山登志彦氏を社外取締役候補者とした理由は、日本電子計算株式会社の代表取締役会長として会社経営に関与された経験や、日本銀行の要職を経験されたことによって培われた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。井上幸彦氏を社外取締役候補者とした理由は、警視總監や日本盲導犬協会の理事長等の要職を経験されたことによって培われた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与されたことはありませんが、前述の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、社外取締役候補者 戸田雄三氏、福山登志彦氏及び井上幸彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案 補欠取締役1名選任の件

取締役4名のうち、社内取締役が小森伸昭氏1名のみになることが予定されていることから、同取締役を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠取締役候補者の選任については、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外役員を中心とした当社取締役会の諮問委員会である「指名・報酬・ガバナンス委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
1	かめい たつひこ 亀井 達彦 (1981年4月1日)	2003年4月 金融庁 入庁 2010年7月 株式会社東京証券取引所 出向 2013年7月 金融庁 復職 2016年1月 当社入社 2016年4月 セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 取締役(現任) 2016年6月 当社 取締役(現任) 2016年6月 アニコム フロンティア株式会社 取締役(現任)  (担当) 経営企画部、健康寿命延伸部 (重要な兼職の状況) アニコム フロンティア株式会社 取締役 セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 取締役	—

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

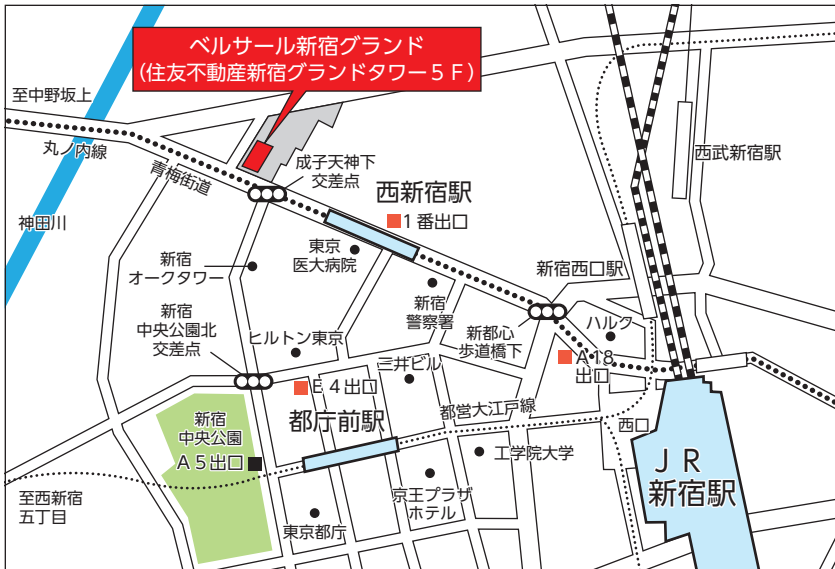
以上



# 定 時 株 主 総 会

## 会 場 ご 案 内

会場 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランド コンференスセンター  
郵便番号 160-0023  
電 話 03 (3362) 4792



- 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」1番出口 徒歩約3分
- 都営大江戸線「都庁前駅」E4出口 徒歩7分
- JR線・京王線・小田急線「新宿駅」西口 徒歩約15分